

定 款

株式会社ベネフィット・ワン

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ベネフィット・ワンと称し、英文で **Benefit One Inc.**と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 会員企業の福利厚生部門の代行サービス業
- (2) 会員名簿の管理保管、文書・帳簿類の発送、会計帳簿の記帳代行
- (3) 情報処理サービス業並びに情報提供サービス業
- (4) 福利厚生等に関するアウトソーシングサービスの斡旋
- (5) 旅館、ホテル等の宿泊斡旋業務
- (6) 旅行業
- (7) 生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業
- (8) 物品に係る対面販売業務及び通信販売業務
- (9) 金融業、銀行代理業並びに金融商品仲介業
- (10) 不動産の売買・交換・賃貸及びその仲介並びに所有及び利用
- (11) 不動産に関するコンサルティング
- (12) 土木建築工事の設計・施工・監理及び請負
- (13) ホテル・飲食店・旅館等の経営
- (14) コンピュータのシステム開発・企画・立案及びコンピュータソフトウェアの販売・賃貸
- (15) 損害保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋及び支援
- (16) カスタマーロイヤリティプログラムサービス事業
- (17) 従業員向けインセンティブサービス事業
- (18) 会員制余暇サービス事業
- (19) 教育等サービス事業の経営
- (20) リゾート施設の運営・管理および会員権の販売
- (21) 船舶の運航・管理・保管
- (22) 健康管理業務に関する代行サービス業
- (23) 古物売買業
- (24) 酒類販売業
- (25) 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- (26) 業務効率化、生産性向上に関する企画、立案、サービス提供
- (27) 介護用品・医療機器の販売業務
- (28) 収納代行、購買・精算代行、保証等の決済関連事業
- (29) 各種セミナー及びイベントの企画、制作及び運営
- (30) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、560,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

(株式取扱規程)

第9条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第3章 株主総会

(定時株主総会の基準日)

第11条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集の時期)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議要件)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書

面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 18 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10 名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、6 名以内とする。

(選任)

第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 20 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締

役若干名を選定する。

- 2 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会）

- 第22条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
- 2 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
 - 3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
 - 4 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

（業務執行の決定の取締役への委任）

- 第23条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（報酬等）

- 第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

- 第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく責任の限度額は、360万円以上あらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い金額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第26条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第27条 監査等委員会を招集するときは、会日の3日前までに各監査等委員に対してその通知を発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選任)

第28条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第29条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

(事業年度)

第30条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第31条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 32 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

- 2 当会社は、取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第 33 条 配当財産が交付開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその交付の義務を免れる。

- 2 未払の配当には、利息をつけない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当会社は、第 24 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

この定款は、平成 12 年 3 月 22 日より施行する。

平成 13 年 1 月 24 日改定

平成 13 年 4 月 1 日改定

平成 13 年 4 月 27 日改定

平成 13 年 12 月 21 日改定

平成 14 年 6 月 25 日改定

平成 15 年 6 月 26 日改定

平成 16 年 6 月 28 日改定

平成 17 年 2 月 9 日改定

平成 17 年 6 月 29 日改定

平成 18 年 6 月 29 日改定

平成 20 年 6 月 27 日改定

平成 21 年 6 月 26 日改定

平成 22 年 6 月 29 日改定

平成 25 年 9 月 5 日改定（効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日）

平成 26 年 6 月 26 日改定
平成 27 年 6 月 26 日改定
平成 29 年 6 月 29 日改定 (効力発生日 平成 29 年 10 月 1 日)
平成 29 年 7 月 28 日改定 (効力発生日 平成 29 年 10 月 1 日)
平成 30 年 6 月 27 日改定
平成 31 年 1 月 31 日改定 (効力発生日 平成 31 年 3 月 1 日)
令和元年 6 月 25 日改定
令和 3 年 6 月 24 日改定
令和 4 年 3 月 29 日改定 (効力発生日 令和 4 年 4 月 1 日)
令和 4 年 6 月 28 日改定 (効力発生日 (第 3 条) 令和 4 年 7 月 1 日
(第 14 条) 令和 4 年 9 月 1 日)